

福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画下原地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	下原四、五丁目地区地区計画
	位 置	福岡市東区下原四丁目、下原五丁目及び唐原七丁目の各一部
	面 積	約 5.3 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の都心部より北東約 10.3km に位置し、国道3号線に近接した丘陵地である。 良好な住宅地として開発が行われた地区であり、今後とも良好な住環境の形成、保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺地域と調和のとれた良好な住宅地の形成、保全を図るため、地区西側においては共同住宅を中心として、それ以外の地区は戸建て住宅を中心として配置する。
	地区施設の整備方針	地区施設として地区内東部に緑地1ヶ所を適切に配置する。
	建築物等の整備の方針	周辺住宅地の良好な市街地環境の保全を図るため、B地区においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、B地区及びC地区においては、壁面の位置の制限を定める。 また、A地区・B地区の両地区を除く区域においては、適正な敷地規模を有する良好な低層住宅地の形成を図る。

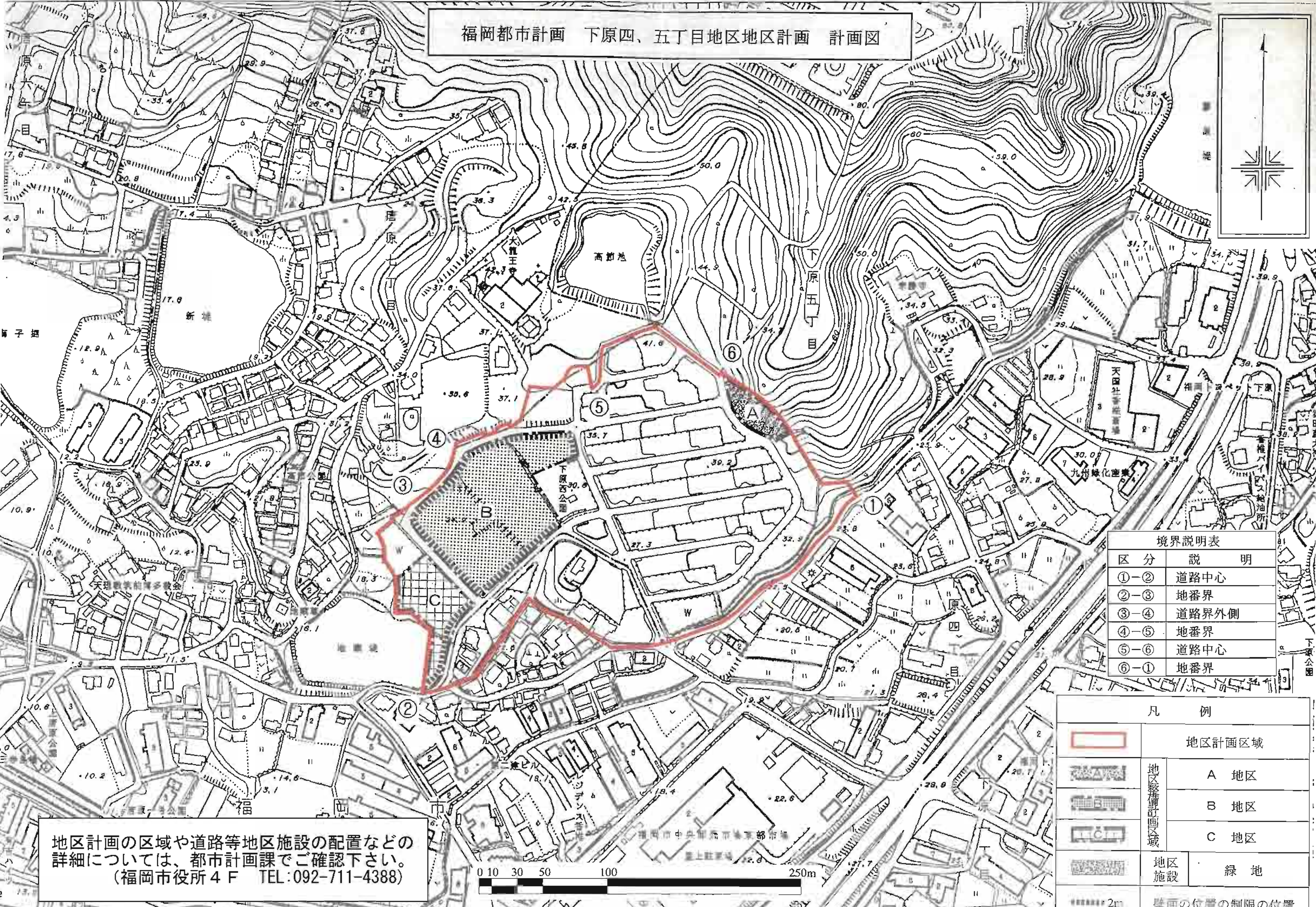
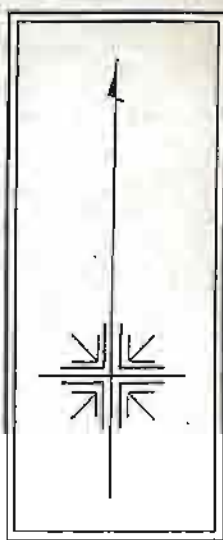
地区整備計画	面 積		約 1.3 ha					
	地区の区分	地区の名称	A地区			B地区	C地区	
		地区の面積	約 0.12 ha			約 0.92 ha	約 0.27 ha	
	地区施設の配置及び規模	緑 地	名称	面 積	摘 要	—	—	
			緑地	約 0.12 ha				
	建築物等に関する事項	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		—			10分の3	—
		壁面の位置の制限		—			計画図に示す位置においては、道路境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくはへいの面までの距離の最低限度は、2mとする。	

「地区計画及び地区整備計画の区域、地区の区分による各地区の区域並びに壁面の位置の制限の位置は計画図表示のとおり」

理 由

地区整備計画で定めている地区施設で、整備が完了し、本市で管理を行うまでに至っている道路及び公園については、地区施設として定めた目的は達成されたといえることから、当該地区施設を地区整備計画から削除するとともに、町名の限定による地区の明確化を図るために名称を変更し、併せて地区整備計画区域を合理化するため、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画 下原四、五丁目地区地区計画 計画図



境界説明表

区分	説明
①-②	道路中心
②-③	地番界
③-④	道路界外側
④-⑤	地番界
⑤-⑥	道路中心
⑥-①	地番界

凡例

	地区計画区域
 地区整備計画区域	A 地区
	B 地区
	C 地区
	地区施設 緑地
	2m 壁面の位置の制限の位置

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
 (福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)



福岡市中央部及び市東部
 豊上町 22.8